

伊豆の国市移住・就業支援金交付要綱

制定	令和元年5月15日告示第7号
改正	令和2年4月16日告示第76号
改正	令和3年4月1日告示第70号
改正	令和3年8月19日告示第143号
改正	令和4年1月19日告示第11号
改正	令和4年3月31日告示第76号
改正	令和5年3月24日告示第40号
改正	令和5年9月11日告示第134号
改正	令和6年3月28日告示第53号

(趣旨)

第1条 市長は、伊豆の国市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から伊豆の国市に移住して就業、起業等した者に対し、予算の範囲内において、移住・就業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号くらし・環境部長通知）、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「移住」とは、伊豆の国市（以下「本市」という。）へ住民票を異動し、生活の本拠を本市へ移すことをいう。

2 この要綱において「中小企業等」とは、支援金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載したものをいう。

3 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

- 4 この要綱において「若年世帯」とは、移住時において、夫及び妻がいずれも 40 歳未満の夫婦（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定による婚姻の届出をし受理された夫婦又は届出をしていないが事実上婚姻関係にあると市長が認めた男女をいう。）を含む世帯をいう。
- 5 この要綱において「子育て世帯」とは、移住時において、小学生以下の子どもを含む世帯をいう。
- 6 この要綱において「就業等」とは、次のいずれかに該当する就業状況をいう。
 - (1) 法人又は団体に正規雇用されていること。
 - (2) 個人事業者に正規雇用されていること。
 - (3) 個人で農業、漁業、その他の事業を営んでいること又はその事業専従者（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 57 条第 3 項に規定する事業専従者をいう。）であること。
 - (4) その他市長が第 1 号から第 3 号までの就業状況と同等であると認める就業状況であること。
- 7 この要綱において「正規雇用」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当する雇用形態をいう。
 - (1) 期間の定めのない労働契約を締結していること。
 - (2) 所定の労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定の労働時間と同じであること。
 - (3) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。
- 8 この要綱において「起業支援金」とは、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領に基づき静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。
- 9 この要綱において「申請者」とは、支援金の交付を受けようとする者をいう。
(支援対象者)

第 3 条 支援金の対象となる者は、申請時において、第 1 号に定める要件を満たす者のうち、第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号の要件を満たす就業、起業等に該当し、かつ、世帯（単身を除く。）の申請をする場合にあっては第 6

号の要件を満たす者を対象とする。ただし、既に支援金を受けたことがある者（同一世帯に属する者を含む。）は除く。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を修業年限（高等専門学校の場合は2年）を上限として本事業の移住元としての対象期間とみなすものとする。

- (ア) 移住をする直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- (イ) 移住をする直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、移住する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 平成31年4月1日以降に移住をしたこと。
- (イ) 支援金の申請時において、移住後1年以内であること。
- (ウ) 支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) 移住をする直前に在住していた市区町村において、市区町村税を滞納していないこと。

(エ) その他市長が適当でないと認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、中小企業等であること。

(ロ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(ハ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に就業していること。

(ニ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

(ホ) 当該中小企業等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(ヘ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、支援金の申請時において就業していること。

(ロ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(ハ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住をした場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想推進交付金交付要綱（令和 5 年 1 月 25 日付け府地創第 414 号、府地事第 878 号、4 農振第 2457 号、国総政第 31 号及び環循適発第 2301251 号）に基づくデジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 若年世帯若しくは子育て世帯を構成する者又は移住時において 40 歳未満の単身者であること。

イ 移住前に、本市又は静岡県移住相談センターに対し、本市への移住に関する相談を行っており、本市の移住相談カードへの記載がある者その他類する方法により相談の記録が確認できる物への記載がある者が同一世帯に属していること。

ウ 支援金の申請時において、就業等している者が同一世帯に属していること。

エ 次に掲げる(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者が同一世帯に属していること。

(ア) 本市内の中学校を卒業した者又は中学校卒業時において本市内に住所を有し、市外の中学校を卒業した者

(イ) 移住をした日から起算して過去 3 年間に於いて、2 回以上、本市内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）又は住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に定める施設に限る。）を利用し、宿泊したことがある者

(ウ) 移住をした日から起算して過去3年間において、1回以上、本市にふるさと納税寄附をしたことがある者

(5) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、かつ、支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住をしたこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、別表第1のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 申請者は、市長が別に定める日までに、様式第1号による移住・就業支援金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 移住先の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
- (3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
- (4) 移住元の市区町村における市区町村税に滞納がないことを証する書類
- (5) 様式第2号による移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書
- (6) 別表第2に掲げる証明書類等
- (7) 様式第7号による暴力団排除に関する誓約書

(8) 様式第8号による口座振込依頼書

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 支援金の申請日から5年以内に本市での居住が困難となった場合又は支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び本市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定等)

第7条 市長は、支援金の交付を決定したときは、その旨を通知した上、申請から3か月以内に支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、様式第9号による移住・就業支援金交付決定通知書再交付願を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第9条 市長は、前条の再交付を認めたときは、その旨を通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条第2号の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合
(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分から令和6年度分までの支援金に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の伊豆の国市移住・就業支援金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、令和2年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第3条第1号アの規定は、令和2年1月1日以後に移住した者に適用し、令和元年12月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊豆の国市移住・就業支援金交付要綱第3条第1号ア(㊦)、第2号イ、第3号及び第4号の規定は、令和3年3月1日以降に移住した者(第2号イの場合にあっては、令和3年3月1日以降に移住し、かつ、就業した者)について適用し、令和3年2月28日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第2条第3項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊豆の国市移住・就業支援金交付要綱別表第1の18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、令和4年4月1日以降に移住した者について適用し、令和4年3月31日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊豆の国市移住・就業支援金交付要綱別表第1の18歳未満の世帯員を帯同して移住をする場合の項の規定は、令和5年4月1日以降に移住した者について適用し、令和5年3月31日以前に移住をした者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月12日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1号イ(イ)、第2号ア(エ)、同号イ(イ)及び第6号エの規定は、令和5年12月13日以降に移住した者について適用し、令和5年12月12日以前に移住をした者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1号ア及び同号ウ並びに同条第2号イ(イ)の改正規定は、令和6年4月1日以降に移住した者について適用し、令和6年3月31日以前に移住をした者については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

区 分	支援金の額
-----	-------

単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住をする場合	18歳未満の者一人につき100万円を加算

注) 「18歳未満の世帯員」とは、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である者をいう。

別表第2 (第5条関係)

区 分	証明書類等
移住・就業支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（就業申請用）（様式第3号）
移住・就業支援金（テレワークの場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（テレワーク申請用）（様式第4号）
移住・就業支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（関係人口申請用）（様式第5号）
移住・就業支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者であって、本市内の中学校を卒業した者等	移住・就業支援金の交付申請に関する同意書（関係人口申請用）（様式第6号）又は当該事項を証する書類
移住・就業支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者であって、本市内の宿泊施設を利用し、宿泊したことがある者	宿泊したことを証する領収書等の写し
移住・就業支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者であって、本市にふるさと納税寄付をしたことがある者	移住・就業支援金の交付申請に関する同意書（関係人口申請用）（様式第6号）又は当該事項を証する書類
移住・就業支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者（通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合のみ）	在学期間や卒業校を確認できる書類及び移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市移住・就業支援金交付申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

伊豆の国市移住・就業支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住をした家族の人数（1の申請者は含まない）	人
支援金の種類	就業	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数（令和4年4月1日以降に移住をした場合のみ）	人

3 就業・企業等の要件（該当する欄に○を付けてください）

就業の場合	テレワークの場合
関係人口の場合	起業の場合

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、伊豆の国市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 伊豆の国市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

5 移住元の住所

(注) 移住元要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期 間	住 所
	〒
	〒
	〒
	〒

6 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京特別区への在勤履歴

(注) 移住元要件を満たす5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就業先	就業地

7 (東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載) 東京特別区への通学履歴

期 間	通学先	通学先の住所

8 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
勤務先の住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

管理コード	
-------	--

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住・就業支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び伊豆の国市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、伊豆の国市移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 支援金の申請日から3年未満に伊豆の国市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条第2号の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 支援金の申請日から3年以上5年以内に伊豆の国市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、伊豆の国市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 静岡県及び伊豆の国市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

住所

申請者 氏名

（署名又は記名押印）

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

就業証明書（就業申請用）

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

所在地

事業所名

代表者名 印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない 利用した事業名 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び伊豆の国市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

就業証明書（テレワーク申請用）

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

所在地

事業所名

代表者名 印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
勤務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
雇用保険の被保険者 であった期間	年 月 日 ~ 年 月 日
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等 含む）ではない
その他	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル 実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴 事業による資金提供をしていない

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び伊豆の国市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第5号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

就業証明書（関係人口申請用）

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

所在地

事業所名

代表者名 印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先住所 (実際の勤務地)	
勤務先名称	
勤務先電話番号	
就業年月日	
雇用形態	正規雇用 (※)

※ この証明書において「正規雇用」とは、次の要件の全てに該当する雇用形態をいいます。

- (1) 期間の定めのない労働契約を締結していること
- (2) 所定の労働時間が貴社（団体）に雇用されている通常の労働者の労働時間と同じであること
- (3) 貴社（団体）に雇用されている通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定の方法、支給形態、賞与、退職金、休日等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び伊豆の国市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第6号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

移住・就業支援金の交付申請に関する同意書
（関係人口申請用）

移住・就業支援金の交付申請に当たり、次のとおり同意します。

同意事項（該当する欄にチェックを付けてください）

- 伊豆の国市移住・就業支援金交付要綱第3条第4号エ(7)の要件を満たしていることを確認するため、伊豆の国市が伊豆の国市教育委員会に対し中学校の卒業状況を調査することに同意します。

卒業時の 状況	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	

- 伊豆の国市移住・就業支援金交付要綱第3条第4号エ(7)の要件を満たしていることを確認するため、伊豆の国市が本市へのふるさと納税寄附状況を調査することに同意します。

ふるさと納税寄附の状況	年 月 頃
-------------	-------

備考 同意しない場合は、市内の中学校を卒業したこと等を証する書類の写し又は本市にふるさと納税寄附をしたことを証する書類の写しを提出する必要があります。

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

住所

申請者 氏名

暴力団排除に関する誓約書

伊豆の国市移住・就業支援金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、伊豆の国市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（伊豆の国市暴力団排除条例に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（伊豆の国市暴力団排除条例に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 暴力団員等の反社会的勢力
 - (5) 暴力団員等の反社会的勢力と関係を有する者

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

(誓約者)

住 所

氏 名 _____ (署名又は記名押印)

様式第8号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

口座振込依頼書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

住所

申請者

氏名

印

電話番号

下記のとおり伊豆の国市移住・就業支援金の口座振込を依頼します。

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預金種別	普通預金	
預金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第9号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市移住・就業支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

伊豆の国市移住・就業支援金交付決定通知書を再交付願います。

フリガナ			生年月日
氏 名			年 月 日
住 所	〒	電話 番号	
再交付理由			
通知書の 利用目的			

（注） 本再交付願に加え、返信用封筒（25g以内の定形郵便物郵送料分の切手を貼付の上、上記記載の郵便番号、住所及び氏名を記入）を提出してください。